

（転貸等の禁止）

第31条 借受人は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- （1） 借受物件を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- （2） 借受物件について、使用目的を変更すること。
- （3） 借受物件を契約に違反して変形し、又はこれに工作物を設置すること。